

認知症の高齢者等の支援サービス

●GPS端末貸出事業

内 容	行方不明となるおそれのある高齢者を介護しているご家族の方に、人工衛星を利用して、行方不明高齢者の位置情報を検索できる端末を貸与します。
対象者・条件等	下記のいずれにも該当する方、その他必要と認められる方 ① 65歳以上の行方不明となるおそれのある高齢者と同居又は同一敷地内に居住している介護者 ② 高齢者が行方不明となった際に、位置情報の確認後迎えに行くことができる方
利用の方法	長寿包括ケア課 地域支援係へご相談ください。
費 用	利用料月額1,000円
問い合わせ	長寿包括ケア課 地域支援係 TEL 027-898-6275

●事前登録制度

内 容	認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者に対し、行方不明となった場合、早期発見し保護できるように、身体的特徴や緊急連絡先、顔写真、手のひら静脈などを事前に登録します。
対象者・条件等	前橋市に住民登録し在宅生活している65歳以上の高齢者等で、認知症等により行方不明となるおそれのある方、その他必要と認められる方
利用の方法	長寿包括ケア課 地域支援係へご相談ください。
費 用	無料
問い合わせ	長寿包括ケア課 地域支援係 TEL 027-898-6275

●認知症高齢者等成年後見制度開始審判の市長申立て

内 容	認知症等により成年後見制度の利用が必要な方で、本人及び親族による開始審判申立て（制度を利用するために、家庭裁判所への申立て手続が必要）が不可能な方に対して、市長により開始審判申立てを行います。
対象者・条件等	前橋市に住民登録し在宅生活している65歳以上の成年後見制度の利用が必要な方で、本人や親族による開始審判申立てが不可能な方
利用の方法	長寿包括ケア課 地域支援係へご相談ください。
費 用	本人の収入（年金等）により、登記手数料等の負担があります。
問い合わせ	長寿包括ケア課 地域支援係 TEL 027-898-6275

●認知症高齢者等成年後見制度利用助成

内 容	成年後見人等の報酬費を助成します。
対象者・条件等	以下のいずれにも該当する方 ① 前橋市に住民登録している65歳以上の方で、成年後見制度の利用が必要な方 （他市による生活保護受給者や他市が介護保険の保険者である方は除く。） ② 生活保護又は生活保護に準じる世帯の方で、助成を受けなければ成年後見制度 の利用が困難と認められる方
利用の方法	長寿包括ケア課 地域支援係へご相談ください。
問い合わせ	長寿包括ケア課 地域支援係 TEL 027-898-6275

●運転免許証自主返納支援事業

内 容	運転免許証を自主的に返納された際に、下記の支援をします。 ① 「運転経歴証明書」交付手数料（1,100円）の全額助成 ・運転免許証に代わる本人確認書類としてご利用いただけます。 ・提示をすれば、タクシーが1割引、上電が5割引（65歳以上の方）などの特典 があります。 ② 「公共交通利用券（5,500円相当）」を贈呈 ・バスカード、ふるさとバス回数券、るんるんバス回数券、上電マイレール回数乗 車券のいずれか一つをお選びいただけます（1回限り）。 ※返納時にマイタクの登録申請も同時に行うことができます。
対象者・条件等	前橋市に住民登録している方で、運転免許証を自主返納された際に申請をした方 ※運転免許証が失効した場合は、対象となりませんので、ご注意ください。
利用の方法	運転免許証返納場所は以下のとおりです。 ① 総合交通センター内 運転免許課窓口 ・受付時間：土・日・祝日を除く 午前8：30～11：30、午後1：00～4：30 ・電話番号：027-253-9300 〈下記の返納場所は前橋東警察署管内に住民登録がある方のみ〉 ② 前橋東交通安全協会 ・受付時間：土・日・祝日を除く 午前8：30～11：30、午後1：00～4：30 ・電話番号：027-243-3231 ③ 前橋東警察署大胡分庁舎 ・受付時間：水曜日のみ（祝日を除く） 午前8：30～11：30、午後1：00～4：30 ・電話番号：027-283-0110
問い合わせ	交通政策課 交通安全・サイクルプロモーション係 TEL 027-898-6263

●行方不明者の手配（メール配信）

内 容	高齢者が行方不明になり、群馬県警察から行方不明の手配メールが配信された場合に、ご家族の希望に応じて、前橋市から補助的に行方不明高齢者情報のメール配信や防災ラジオ放送の手配を行います。
対象者・条件等	前橋市に在住の行方不明者高齢者で、ご家族が希望する方
利用の方法	・行方不明になった時は、すぐに最寄りの警察署へ届け出てください。 前橋警察署 Tel 027-252-0110 前橋東警察署 Tel 027-225-0110 ・ご家族の希望により、群馬県警「上州くん安全・安心メール」や前橋市「まちの安全ひろメール」から配信します。また、前橋市の防災ラジオでも行方不明者情報を放送します。 《メールの登録をお願いします》 前橋市「まちの安全ひろメール」 群馬県警察「上州くん安全・安心メール」 登録方法 ① インターネット接続が可能な端末（携帯番号・パソコン等）から空メールを送信してください。 ② 「仮登録受付完了」メールが届きます。 ③ 「仮登録受付完了」メールを開くと登録用の URL が掲載されています。 ④ 登録画面にて必要な事項を登録します。 ⑤ 「本登録完了」のメールが届き完了となります。 まちの安全ひろメール ↓  上州くん安全・安心メール ↓ 
費 用	無料
届出先	行方不明となった時は、すぐに最寄りの警察署へ届け出てください。 前橋警察署 Tel 027-252-0110 前橋東警察署 Tel 027-225-0110
問い合わせ	市のメール配信・緊急ラジオ放送については 長寿包括ケア課 地域支援係 Tel 027-898-6275

移動支援に関するサービス

●マイタク（でまんど相乗りタクシー）

内 容	移動困難者対策として、登録者のタクシー利用に係る運賃の一部を支援します。
対象者・条件等	登録条件は、前橋市に住民登録があり、以下の条件に該当する方 A：年齢75歳以上の方 B：年齢65歳以上で運転免許証（普通・準中型・中型・大型）を持っていない方 C：下記の①～⑦のいずれかの該当者 ①身体障害者、②知的障害者、③精神障害者、④発達障害者、⑤要介護、要支援認定者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（総合事業）、⑥難病患者・小児慢性特定疾病患者、⑦妊産婦 ※C要件のみで登録の方は、福祉有償運送の利用がない方や福祉車両購入費の補助を受けていない方に限ります。 D：運転免許証を自主返納した方
利用の方法	乗車したときに、タクシー運転手に利用登録証を提示し、登録者1人に付き、1枚の利用券をタクシー運転手に渡してください（マイナンバーカードでのご利用も可能です。詳しくはお問い合わせください）。 〔利用登録証交付申請書の配布場所〕 市役所本庁、各支所、市民サービスセンター、一部の市有施設で配布しています。
支援額	・登録者が複数で同乗 ⇒ 1人1乗車に付き、最大500円を支援 ・登録者が1人で乗車 ⇒ タクシー運賃の半額を支援 ただし、1運行1,000円を上限とします。
問い合わせ	交通政策課 地域交通推進室 TEL 027-898-5844

●福祉有償運送

内 容	NPO法人などの団体が、自家用自動車を使用して行う有償の移送サービスです。
対象者・条件等	次の①～③のいずれかに該当し、移動に介助が必要で、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方 ①身体障害者手帳を所持している方 ②要介護認定・要支援認定を受けている方 ③肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害やその他の障害を有する方
利用の方法	福祉有償運送を行う団体へ会員として登録します。
費 用	団体ごとに異なりますので、各団体へ直接確認してください。
問い合わせ	長寿包括ケア課 地域包括ケア推進係 TEL 027-898-6276 ※福祉有償運送を行っている団体をご案内します。

●介護車両購入費補助

内 容	歩行困難等の在宅要介護高齢者の介護を行う家族等が、当該要介護者を同乗させて外出する場合に使用する車いす仕様の福祉車両等を購入、又は標準車両から介護用車両に改造する経費の一部を補助します。
対象者・条件等	〔住所要件〕 前橋市に居住し、住民登録がある要介護者又は当該同居の介護家族、又は同居に準じる介護家族 〔要介護の状態〕 おおむね65歳以上で、日常的に車いすを使用している方、又は今後日常的に車いすの使用が見込まれる方で、本補助金の交付申請から事業完了までの間、在宅生活を継続している方
利用の方法	次の書類により申請してください。 ・補助金交付申請書 ・補助事業計画書 ・見積書（写） ・注文書（写） ・購入車両のカタログ及び価格表 ・中古車の場合は、現状の自動車検査証（写） ※車両の購入に関して事業者と契約締結後、又は車両の改造前に申請してください。 ※車両の自動車検査証登録後、又は車両の改造後の申請は、補助金交付の対象となりません。
交 付 金 額	1 介護用車両の新車購入 (1) 福祉車両(車いすと車いすを使用している方を乗せられる装置を装備する消費税非課税車両)の購入 1台当たり100,000円 (2) その他車両(助手席回転シート・回転スライドシートのみを装備する消費税課税車両)の購入 1台当たり20,000円 2 中古車の購入(福祉車両に限る) (1) 初度登録年月から36か月以内 1台当たり60,000円 (2) 初度登録年月から37か月以上 1台当たり30,000円 3 標準車両から介護用車両への改造 1台当たり150,000円を限度とする改造費相当額から1/3の額を控除した額
問い合わせ	長寿包括ケア課 長寿計画係 TEL 027-898-6134

●思いやり駐車場利用証

内 容	障害を持つ方や高齢者の方等を対象に、公共施設や商業施設等に設置されている思いやり駐車場（車いす使用者駐車場）に駐車するための利用証を配布します。 群馬県ホームページをご参照ください→ 
対象者・条件等	・身体障害者の方（身体障害者手帳の等級による） ・知的障害者の方（療育手帳の障害の程度が「A」の方） ・精神障害者の方（精神障害者保健福祉手帳の等級判定「1級」の方） ・高齢者の方（介護認定を受けた方で要介護度1以上の方） ・難病患者の方（特定疾患医療又は特定医療費（指定難病）受給者の方） ・妊産婦の方（妊娠7か月～産後6か月の方）
利用の方法	〔申請場所〕 長寿包括ケア課、介護保険課、障害福祉課、子育て支援課、大胡支所、宮城支所、粕川支所、富士見支所 ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証、特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、母子手帳のいずれかをお持ちください。
費 用	無料
問い合わせ	群馬県 障害政策課 TEL 027-226-2634

祝金や介護者への慰労金など

●敬老祝金贈与

内 容	前橋市に住所を有する８０歳・８８歳・１００歳の高齢者に対し、その長寿を祝福し、敬老祝金を贈与します。
対象者・条件等	下記の①～③全てに該当する方を対象とします。 ① その年度の３月３１日現在で下記の年齢要件に該当する方 満８０歳（傘寿） 支給額 １０，０００円 満８８歳（米寿） 支給額 １０，０００円 満１００歳（百寿） 支給額 １００，０００円 ② その年度の９月１日現在で、住民登録がある方 ③ その年度の９月１日現在で、前橋市内に居住している方
実施の方法	９月に各町の自治会長に祝金の贈与を依頼します。
問い合わせ	長寿包括ケア課 長寿計画係 TEL ０２７－８９８－６１３４

●長寿者祝品贈呈

内 容	１００歳の誕生日を迎える方に、表敬訪問又は配送により、慶祝状、祝品を贈呈します。
対象者・条件等	満１００歳の誕生日を迎える方 〔表敬訪問対象者〕 前橋市内に在住していて、在宅の方 〔配送対象者〕 前橋市外に在住の方、入院・入所等の方、表敬訪問を希望しない方
実施の方法	対象者の方にはあらかじめ依頼文を郵送し、ご連絡先等をお伺いします。 お誕生日が近づきましたら、前橋市よりご連絡させていただき、ご希望の日時等をお伺いし、祝品を贈呈します。
問い合わせ	長寿包括ケア課 長寿計画係 TEL ０２７－８９８－６１３４

●高齢者介護慰労金

内 容	在宅で要介護４又は要介護５の方を介護している人を対象に慰労金を支給します。 年額 ８０，０００円
対象者・条件等	次の条件をすべて満たしている高齢者を主として介護している人に支給します。 ・前橋市内に居住の実態があり、住民登録がある６５歳以上の人 ・在宅で要介護４又は要介護５の状態にあり、申請前６か月以上生活していた人 ※入院期間やショートステイの利用日数などの条件あり
利用の方法	条件に該当すると思われる高齢者あてに、前橋市から必要書類を送付しますので、主として介護している介護者の方は、内容を記入の上ご返送ください。
問い合わせ	長寿包括ケア課 長寿計画係 TEL ０２７－８９８－６１３４

施設サービス

●養護老人ホーム

内 容	環境上及び経済的な理由により、在宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所措置します。
対象者・条件等	原則として65歳以上の方で、環境上及び経済的な理由により在宅での生活が困難な方
利用の方法	長寿包括ケア課 地域支援係へご相談ください。
費 用	本人の収入（年金等）や扶養義務者の課税状況に応じて、自己負担があります。
問い合わせ	長寿包括ケア課 地域支援係 Tel 027-898-6275

●長期介護サービス

「長期介護サービス」は、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。	内 容
介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。	介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。
介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。	介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。
介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。	介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。
介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。	介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。
介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。	介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。

●介護保険サービス

「介護保険サービス」は、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。	内 容
介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。	介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。
介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。	介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。
介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。	介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。
介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。	介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。
介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。	介護サービスは、介護保険法に基づき、介護が必要な高齢者を支援するため、介護サービスを提供するものです。

その他のサービス

●老人福祉センター

内 容	健康増進、教養の向上、各種相談レクリエーションのための高齢者の総合的な生きがい活動の拠点となる施設です。前橋市内には、しきしま・ひろせ・おおとも・かすかわ・ふじみの5か所の老人福祉センターがあります。
対象者・条件等	どなたでもご利用できます。(年齢等の条件により使用料の負担があります。)
利用の方法	各老人福祉センターへ、直接お越しください。 ※各老人福祉センターの連絡先は4ページをご参照ください。
費 用	しきしま・ひろせ・おおとも・かすかわ：前橋市に住民登録している65歳以上の方は無料 ふじみ：前橋市に住民登録している60歳以上の方は無料 ※前橋市に住民登録している65歳以上の方には、老人福祉センター共通無料利用券を発行します。身分証明書(氏名・住所・生年月日の確認が可能なもの)を持参してください。
問い合わせ	長寿包括ケア課 長寿計画係 TEL 027-898-6134

●みやぎふれあいの郷

内 容	市民の福祉の向上及び市民の交流を図るための施設です。
対象者・条件等	どなたでもご利用できます。(年齢等の条件により使用料の負担があります。)
利用の方法	みやぎふれあいの郷へ直接お越しください。 ※連絡先は4ページをご参照ください。
費 用	前橋市に住民登録している65歳以上の方は無料 ※前橋市に住民登録している65歳以上の方には、みやぎふれあいの郷入館カードを発行します。身分証明書(氏名・住所・生年月日の確認が可能なもの)を持参してください。
問い合わせ	長寿包括ケア課 長寿計画係 TEL 027-898-6134

●老人クラブ活動費補助

内 容	単位老人クラブの育成と活動を推奨し、高齢者の社会参加活動の促進と高齢者福祉の充実を図ることを目的として、単位老人クラブの行う活動のうち、教養向上活動、健康増進活動又は社会奉仕活動に必要な経費に対し、補助金を交付します。
対象者・条件等	単位老人クラブを対象とします。 「単位老人クラブ」とは、市内の小地域を範囲とし、おおむね60歳以上の老人が会員となって30名以上で結成する自主的な組織で、市老人クラブ連合会に加入し、老人クラブ活動等事業実施要綱に添って活動を行うものを言います。
交 付 金 額	当該年度の4月1日現在、住民登録している満60歳以上の会員の人数に単価額1,200円を乗じた額
問い合わせ	長寿包括ケア課 長寿計画係 TEL 027-898-6134

●ぐんまちょい得シニアパスポート（ぐーちょきシニアパスポート）

内 容	協賛店で割引等の優遇措置を受けられるぐんまちょい得シニアパスポート（ぐーちょきシニアパスポート）を配布します。  群馬県ホームページをご参照ください→
対象者・条件等	群馬県内在住で65歳以上の希望する方
利用の方法	〔申請場所〕 長寿包括ケア課、介護保険課、各支所・市民サービスセンター、元気21証明サービスコーナー ※身分証をご提示ください。
費 用	無料
問い合わせ	群馬県 介護高齢課 Tel 027-226-2576

●前橋市介護予防活動ポイント制度

内 容	高齢者の皆さんの地域での社会参加、地域貢献活動を推進し、自身の介護予防・健康増進に繋げていただくことを目的としたものです。1年間の活動をポイント化し、買い物券などと交換することで、皆さんの活動を応援します。 【ポイントの対象となる活動】 ① 介護保険施設での高齢者支援活動 ② 介護予防サポーター活動（普及啓発活動、市主催の教室の運営協力など） ※介護予防サポーター養成研修を修了し、サポーター登録していることが条件です。 ③ 在宅・地域における高齢者支援活動（配食・買い物支援など）
対象者・条件等	市内在住、60歳以上で介護保険料の滞納がなく、活動を自立して行うことができる方
利用の方法	「介護予防活動ポイント」についての研修を受講し、登録申請を行います。
費 用	無料
問い合わせ	長寿包括ケア課 介護予防係 Tel 027-898-6133 前橋市社会福祉協議会 ボランティアセンター Tel 027-232-3848

●シルバー人材センター

内 容	企業や家庭、公共団体から臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務を引き受けて、健康で働く意欲のある高年齢者に仕事を提供し、就業を通じて高年齢者の生きがいと健康づくりを推進します。
入 会 条 件	前橋市に在住の60歳以上の方
会 費	3,000円(年額)
問い合わせ	公益社団法人 前橋市シルバー人材センター Tel 027-254-5022

●安心カード

内 容	自宅で具合が悪くなり救急車を呼ぶとき等に備えておくとう安心、便利な「安心カード」を配布します。 安心カードは住所、氏名のほか、医療情報、薬の情報等を記入して、冷蔵庫のドアポケットに保管してください。救急時や災害時に迅速な対応が望めます。  前橋市社会福祉協議会ホームページをご参照ください→
対象者・条件等	前橋市に在住していて、希望する方
利用の方法	〔申請場所〕 長寿包括ケア課、介護保険課、社会福祉課、障害福祉課、中央公民館、各市民サービスセンター
費 用	無料
問い合わせ	前橋市社会福祉協議会 地域福祉課 Tel 027-237-1112